

小竹町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、小竹町内における再生可能エネルギー発電設備設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害を防止するとともに良好な自然及び生活環境の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備をいう。
- (2) 設置事業 再生可能エネルギー発電設備設置事業行為（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に関する事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備における発電及び売電行為をいう。
- (4) 事業者 設置事業及び発電事業を行う者をいう。
- (5) 設置場所 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所をいう。
- (6) 地元住民 設置場所が所在する行政区（小竹町行政区の設置及び住民自治組織に関する条例（平成24年小竹町条例第1号）第2条第2項に掲げる行政区をいう。）内に居住する者及び設置場所が所在する行政区に隣接する行政区内に居住する者等をいう。

(設置事業の届出)

第3条 3,000平方メートル以上の土地について設置事業を実施（同一事業者が既に設置済み、又は施工中の設置事業に接続して更に事業を行う場合は、その全ての面積を対象とする。）しようとする事業者は、原則として設置場所の土地の権利を取得する前に、設置事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を町長に提出し、協議を行うものとする。

2 既に土地の権利を取得している事業者にあつては、伐採、造成等に着手する前に前項の計画書を町長に提出し、協議を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置場所及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害及び災害（以下これらを「事故等」という。）の防止に努めるとともに、地元住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元住民と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

(地元住民への説明等)

第5条 事業者は、事業の施工内容等について地元住民へ説明会等を開催するとともに、地元住民の理解を得るよう努めるものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、地元住民以外にも説明会等を開催するものとする。

2 事業者は、前項の規定により説明会等を開催したときは、説明会等実施状況調書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

(設置事業計画の変更)

第6条 事業者は、第3条の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、速やかに町と協議するとともに、設置事業変更届(様式第3号)を町長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(指導及び助言)

第7条 町長は、第3条及び第6条の規定により協議があった設置事業計画について、関係法令に基づく届出等のほか必要があると認めるときは、適切な措置を執るべく指導及び助言を事業者に対して行うものとする。

(立入調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、事業者の同意を得て関係職員等を設置場所内に立ち入らせ、設置事業の状況を調査させることができるものとする。

(設置事業の完了)

第9条 事業者は、設置事業を完了し発電設備を設置したときは、発電設備設置届(様式第4号。以下「設置届」という。)を町長に提出するものとする。

(発電事業終了後の計画)

第10条 事業者は、前条の規定により設置届を提出する際、発電事業終了後の発電設備の処理について処理計画書(様式第5号)を町長に提出し、発電事業終了後は周辺地域の環境及び地元住民に配慮した発電設備の処理を行うものとする。

(設置後の現況報告)

第11条 事業者は、発電設備の設置後、発電設備及び設置場所の現況について、現況報告書(様式第6号)を1年に1回町長に提出するものとする。

(事務処理)

第12条 この告示による事務処理は、農政環境課が行うものとする。ただし

、第3条及び第6条に規定する協議並びに第7条に規定する指導及び助言については、その事由に応じ、別表に定める関係課が行うものとする。

(覚書の締結)

第13条 町長は、この告示に定めるもののほか、必要に応じ、事業者と当該設備の設置事業に係る覚書を締結することができるものとする。

(その他)

第14条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

課 名	協議の内容等
総務課	(1)消防及び水防に関すること。 (2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に関すること。 (3)電波障害に関すること。
管財課	(1)建築確認に関すること。
農政環境課	(1)廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (2)騒音及び振動に関すること。 (3)公害の調査及び防止に関すること。 (4)森林法（昭和26年法律第249号）に関すること。 (5)農業振興地域に関すること。 (6)溜池に関すること。 (7)農業委員会との連絡に関すること。
建設課	(1)土木事業に関すること。 (2)町道の管理に関すること。
上下水道課	(1)給水工事に関すること。
教育課	(1)通学路の安全に関すること。 (2)文化財の保護に関すること。